

<生活困窮者自立支援制度の事業メニュー>

しごとや生活に困っていらっしゃる方、まずはご相談ください。相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

自立相談支援事業



あなただけのプランを作成

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずはご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金の支給



住居を確保して就労を支援

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をする条件に、一定期間（原則3か月）、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を確保した上で、就職活動の支援を行います。

就労準備支援事業



社会に出るための基礎を養う

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、すぐに就労することが困難な人には、基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や社会的な居場所の提供などを最長で1年間行います。

家計相談支援事業



家計の立て直しをアドバイス

失業や借金など根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるようにキャッシュフロー図を作成し、家計の状況を把握しやすくします。状況に合わせた支援計画の作成、関係機関へのつなぎ、必要に応じた生活福祉資金の貸付の相談などを行います。

就労訓練事業



まずは短時間の軽作業から

一般の企業などでの就労が困難な人には、短時間の軽作業（清掃、リサイクル、農作業など）の機会を提供して、就労に向けた訓練を行います。それとあわせ、就労支援プログラムに基づき利用者の状況に応じた就労の機会を提供します。

一時生活支援事業

住居喪失時に短期間の衣食住を支援

<専門家によるサポート>

弁護士による法律相談

生活困窮者の抱える離婚問題や多重債務などの専門的な相談についても、支援員が弁護士と連携して支援を行います。

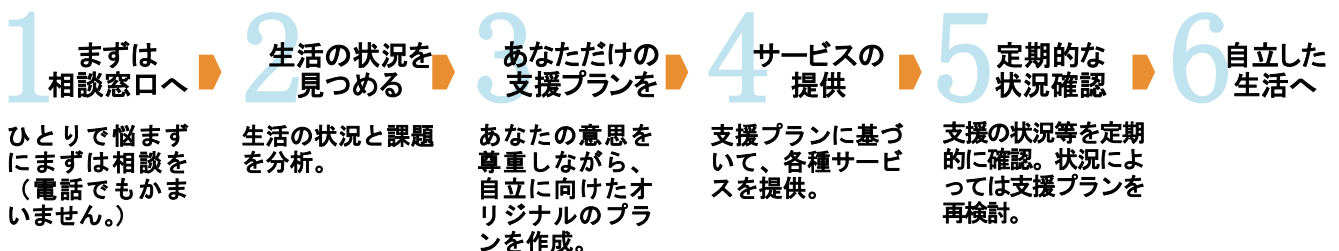
学習・生活支援事業

生活困窮家庭等の子どもを対象に、学びの場の提供や生活の支援を行います。

社会保険労務士による年金相談等

年金問題や労務問題をはじめとする多様で複合的な課題を、専門的な知識に基づいて相談支援を行います。

<相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)>



※自立相談支援事業以外については、一定の要件を満たしている方が対象です。まずお話を聞いた上で、どのような支援が必要かを一緒に考えます。各事業のほか、関係機関等と連携し、適切な支援機関や事業にもつながります。